

国立病院機構の看護師等養成所の現在

東京医療センター附属東が丘看護助産学校
岩本 郁子

国立病院における看護師養成は60年前の昭和22年、甲種看護婦養成の開始までさかのぼる。国立病院における看護師養成所（以下看護学校とする）数は多い時には87校（平成2年）にもおよび昭和から平成初期にかけて全国の看護学校数の約15～20%を占めていた。国立病院の看護学校における教育目的は『看護実践能力に優れた看護職の育成』であり、この教育目的のもと多くの卒業生を輩出し、日本全国の医療施設において中核となる看護職の育成を担ってきた。他の設置主体と比べると教員数、施設・設備等教育環境の面については劣るなか、教育の質の保証を可能としたのは教員・学生の質の高さ、教員の努力、臨地実習施設との連携の強さによるものである。

平成16年の独立行政法人化に伴い、看護学校の目指すべき方向性について検討され、「国立病院機構の看護を担う質の高い看護職を育成する一確かな知識・技術を持ち、豊かな人間性を身につけた看護実践能力のある看護職の育成」や、国立病院機構、母体病院の特色を取り入れた教育を目指すことが提示され、政策医療看護論や災害看護学が教育内容として設定された。また、経営基盤は学生からの授業料等の収入、国立病院機構からの助成金、母体施設からの補助で成り立ち、より経営的な手腕が求められるようになってきた。

一方、看護教育を取り巻く社会の動きとしては少子化がすすむなか、大学・短期大学志願者全入時代になり、学士取得の伴わない専門学校では入学生の確保は困難な状況におかれている。看護系大学は年に6～7校増加し150校を超えている。この影響により国立病院機構の看護学校の受験者数は目に見えて減少している。現に本校における受験者数は平成11年度621名、その後年々減少し平成19年度は127名であった。「国立」というブランドは徐々に色あせてきている。受験者数の減少は質の高い入学生の確保が困難であることをあらわしている。さらなる教育力の強化が求められている。

これらの状況のなか、平成9年から開始した国立病院機構における看護学校の統廃合は平成19年度に

終着するが、これにより看護学校数は現在の59校から平成20年度には42校になる。また平成19年3月に厚生労働省から「看護基礎教育の充実に関する検討会」の報告書が出され平成21年には『看護実践能力の強化』をねらいとしたカリキュラム改正が予定されている。

統廃合の終着とカリキュラム改正を同時に迎える今、国立病院機構の看護学校として大学化を含めどのような将来構想をえがくのか、それに伴って①安定した学校経営、②看護教育機関としての組織の確立、③社会が求める教育の質の保証、④学習環境の整備をどのように行うのか、大胆かつ慎重な検討が必要とされている。国立病院機構の看護学校は42校になるが全国を網羅した巨大な組織であることに変わりはない。さらに看護実践能力の強化は国立病院機構の看護学校が常に目指してきたものであり、そのためのカリキュラム運営や臨地実習施設との連携についての方法論は暗黙知を含め蓄積している。これらのことに自信をもち、歴史を振り返り、教育を評価し前向きに討議をしていきたい。

このようにさまざまな課題が山積しているが、教員の教育力の向上はどのような状況であっても常に継続して行っていかなければならない。教育は結局、教育の実践者である教員の教育力に課すところが大きい。それに加え臨床実習施設である国立病院機構の病院との連携が強固であるため病院の看護レベル、臨床指導者の教育力に負うところも大きい。これら両者の教育力の向上を図るためには、研究活動や研究成果の活用が必須である。

平成19年4月より「医療」の編集委員に加わったが、「医療」はさまざまな職種を対象とした学術的な学会誌であり、ナショナルセンターや国立病院機構医療の特徴を示した研究成果についてタイムリーに提供していることを実感している。現在医学系の研究が多いが、看護・教育についても国立病院機構の特徴を反映した実践がおこなわれているため、その蓄積に誇りと自信をもち、それらについて研究、実践報告を積極的に発表していく活動が必要だと考える。それがひいては教育力の向上につながる。今後、「看護」に関するコーナーも新設される予定であるため看護教育における活用範囲が広がっていくことを期待している。